

SPORTS

第3期

近江八幡市スポーツ推進計画

概要版

令和6年3月 近江八幡市

OMIHACHIMAN



計画の趣旨

スポーツの役割とは、自身の競技力を向上させること、健康の維持・増進を図ること、心身の健全育成や体力向上を図ること、人格を形成すること、すばらしいプレーを観戦して感動すること等、人々が豊かで幸せな人生をおくる上の手段の一つであり、それぞれの形で身体を動かす機会を創出する上で重要な施策です。

国のスポーツ政策では、令和3(2021)年度に第3期スポーツ基本計画が策定され、国民のスポーツ実施率の向上をはじめ、誰もがスポーツに参画できる社会の実現や、女性活躍推進、障がい者スポーツ、学校体育・運動部活動等に関する政策が掲げられているほか、新たな視点として、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」という3つの視点を支える施策が掲げられています。

また、県のスポーツ政策では「スポーツで滋賀を元気に!感動を未来へ!」をキャッチフレーズに、基本方針に「健やかで豊かな生活」をつくる、「活力のある地域」をつくる、感動を未来へつなぐという滋賀を元気にする方針を掲げ、スポーツ推進を図ろうとしています。

このような背景を踏まえ、本市においてもスポーツを取り巻く現状と課題を整理し『第3期近江八幡市スポーツ推進計画』を策定しました。市民のみなさんをはじめスポーツ関連団体や事業者等多くの方々が繋がり、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみそして支えることにより、「健康で生き生きとしたまちおうみはちまん」を市民のみなさんとともに築き、さらには「スポーツでもっと幸せな国」となるよう繋げていきましょう。

スポーツの意義

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、活力に満ちあふれた社会の形成と人の営みの中では必要不可欠な世界共通の人類の文化の一つといえます。その上で、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

そして、スポーツには、爽快感や達成感、体力の向上など心身一体となった充足や楽しさ、感動や喜びをもたらすとともに、青少年の豊かな人間性の育成や、地域住民の交流を促し、地域の一体感や連帯感を深め、地域社会(コミュニティ)をつなぐ原動力になるなどの効用をもたらします。

近年、少子高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が見られる21世紀の社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義があります。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、スポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものといえます。さらに、環境、教育、観光、経済など、様々な分野と結びつき、多様なスポーツ文化が根づくことにより、まちの魅力を一層高め、まちの輝きを発信することができるその役割は言い尽くせないほどの価値があるものです。



計画の期間及び進捗管理

本計画は、国の第3期スポーツ基本計画が5年間の計画であることを踏まえ、今後も予想される社会情勢やスポーツ政策動向の変化等に対応するため、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の目標実現に向けて、施策及びそれぞれの取り組みが適切に実施できているか、何か課題があるかを、毎年度、各取組主体による実績と自己評価（アクションプラン作成）を確認し、進捗管理をします。



基本理念

『近江八幡市スポーツ推進条例』において、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会を実現するため、6つの基本理念を掲げています。

- スポーツの推進は、幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、市民が自由な意思に基づき生涯にわたってスポーツに対して理解と関心を深め、各人の状態に応じてスポーツに親しむことができるよう行わなければならない。
- スポーツの推進は、市民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるよう、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮をしつつ行わなければならない。
- スポーツの推進は、乳幼児期の発達段階からの運動能力向上を図るとともに、公平さ、規律を尊ぶ態度、フェアプレーの精神等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行わなければならない。
- スポーツの推進は、障がい者の自立と共生、社会参加の促進に重要な役割を担うものであることに鑑み、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ行わなければならない。
- スポーツの推進は、地域における世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行わなければならない。
- スポーツの推進は、市、市民、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力が図られるよう行わなければならない。



計画の体系

めざす姿

基本目標

施策の方向

生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみそして支えあい、
「健康で生き生きとしたまち おうみはちまん」を築く

(1) 生涯スポーツの充実

- ①心身の健康・体力づくりの推進
- ②高齢者・障がい者スポーツの推進
- ③各種スポーツ大会や教室の開催

(2) 次代を担う子どもの
スポーツ機会の充実

- ①子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の充実
- ②体育の授業や学校行事などにおけるスポーツの充実
- ③運動部活動の地域連携・地域移行への取り組み

(3) スポーツを通じた地域の
活性化

- ①スポーツイベント等を活かした地域の活性化
- ②総合型地域スポーツクラブ（学区スポーツ振興団体）の充実
- ③地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

(4) スポーツ環境の整備・
充実

- ①スポーツ施設の整備・充実
- ②スポーツ指導者・ボランティアの確保・育成
- ③アスリートの支援と国民スポーツ大会への取り組み
- ④スポーツに関する情報提供の充実



計画のめざす姿と基本方針

スポーツは、「体を動かす」という人間の根源的な欲求にこたえとともに、世界共通の人類の文化といえます。スポーツを楽しむことによって、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足感や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散や生活習慣の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものです。また、青少年の心身の健全な発達をはじめ、住民が交流を深めていくことで住民相互の新たな連携と活力ある地域が生まれます。

人々の現状は、めまぐるしく変わる社会の変化により身体を動かす時間の減少は著しく、少子高齢化社会の進展や働き方改革による運動部活動の地域連携・地域移行、ライフスタイルの変化などの課題に対応するため、市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、楽しみ、そして支えることにより、「健康で生き生きとしたまち おうみはちまん」を築いていきます。

めざす姿

生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみそして支えあい、
「健康で生き生きとしたまち おうみはちまん」を築く

市民の誰もがスポーツを通じて豊かな人生を享受できることをめざし、スポーツに対する市民の多様なかかわり方を尊重して、それぞれのライフステージや心身の特性に応じて自己表現が図れるよう、基本方針を掲げます。

基本方針

- ①スポーツの推進を総合的に図り、市民の豊かなスポーツライフを実現する。
- ②日常生活の中で適度な運動を取り入れ、体力づくりに努める。
- ③成人の週1回以上のスポーツをする人の割合を令和10年度までに国の目標値である70%に近づくよう努める。



生涯スポーツの充実

(1) 心身の健康・体力づくりの推進

具体的な施策展開

- 健康づくり活動の推進
- 指定管理者と行政の連携したスポーツの推進
- 女性の運動促進

(2) 高齢者・障がい者スポーツの推進

具体的な施策展開

- 高齢者のスポーツ参加機会の促進
- スポーツ活動を通じた交流の促進
- 障がい者のスポーツ参加機会の促進

(3) 各種スポーツ大会や教室の開催

具体的な施策展開

- 身近な地域で参加できるスポーツ事業の推進
- 誰もがスポーツを行うことのできる場や機会の提供

次代を担う子どものスポーツ機会の充実

(1) 子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の充実

具体的な施策展開

- 幼児期の運動遊びの充実
- 子どものスポーツ環境の充実
- 児童期における運動の質・量の充実

(2) 体育の授業や学校行事などにおけるスポーツの充実

具体的な施策展開

- 授業の充実
- 学校へのサポート体制の整備
- 体育的行事の充実

(3) 運動部活動の地域連携・地域移行への取り組み

具体的な施策展開

- 運動部活動の地域連携・地域移行
- 指導者の養成と確保、指導者研修会の充実



スポーツを通じた地域の活性化

(1) スポーツイベント等を活かした地域の活性化

具体的な施策展開

- 近江八幡市の歴史と伝統の継承
- スポーツ・健康増進を目的とした機会づくりの推進
- 市民総合スポーツ大会の活性化
- スポーツツーリズムに向けた取り組み

(2) 総合型地域スポーツクラブ（学区スポーツ振興団体）の充実

具体的な施策展開

- 学区スポーツ活動の支援
- 学区スポーツの交流の推進

(3) 地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

具体的な施策展開

- 子どもの運動・スポーツ活動の推進
- 健康づくり、交流機会の拡充
- 障がい者のスポーツ参加機会の拡大

スポーツ環境の整備・充実

(1) スポーツ施設の整備・充実

具体的な施策展開

- 小・中学校体育施設の地域住民への開放
- 社会体育施設のオンライン予約化
- 誰もが利用しやすい施設の整備

(2) スポーツ指導者・ボランティアの確保・育成

具体的な施策展開

- スポーツ指導者の育成
- スポーツハラスメント防止に向けた取り組み
- スポーツボランティアの育成・活用

(3) アスリートの支援と国民スポーツ大会への取り組み

具体的な施策展開

- 競技スポーツ団体の育成
- 成績優秀な個人、団体への顕彰・激励
- 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」を視野に入れた取り組み

(4) スポーツに関する情報提供の充実

具体的な施策展開

- イベント・大会情報の発信
- インターネット活用による情報提供



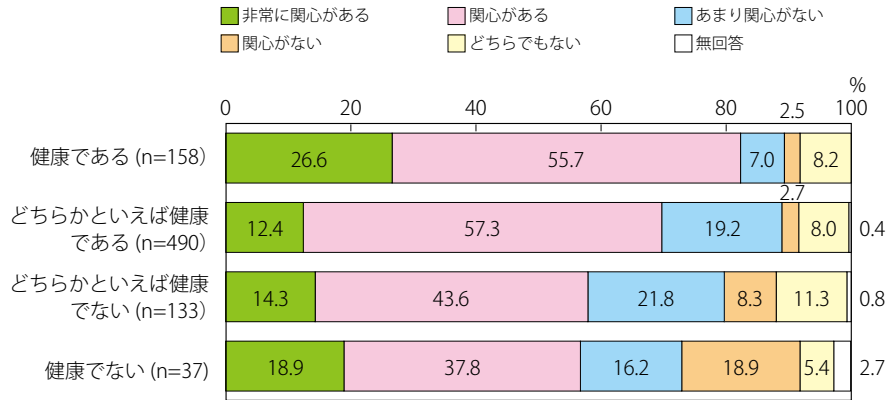
市民アンケートの結果について

① アンケート調査の概要

○ 調査の目的

市民アンケート調査は、「第3期近江八幡市スポーツ推進計画」を策定するため、市民の日頃の健康づくりや体力づくり、スポーツ活動に関する状況やご意見について把握するため、実施しました。

スポーツへの関心について【健康感別】



② アンケート調査の主な結果

○ 健康・体力に対する意識について

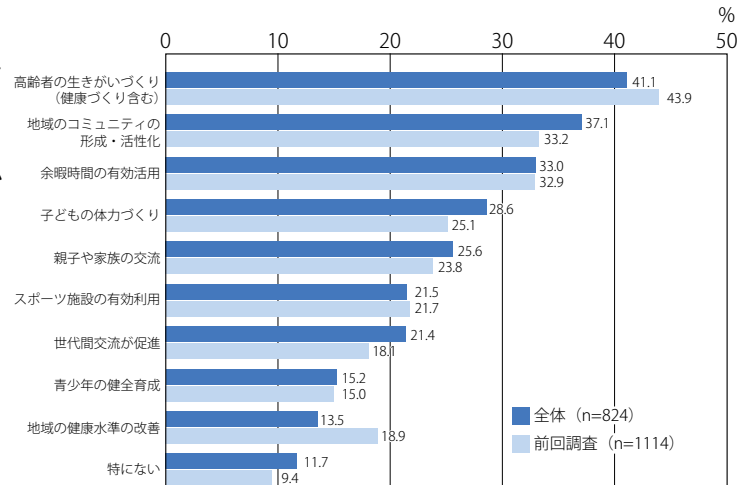
スポーツに関心があるかについてみると、「非常に興味がある」と「興味がある」を合わせた「関心がある人」の割合は69.3%となっています。

健康感別でみると、健康である人ほど関心がある人の割合が高く、「健康である」と回答した人は8割を超えています。

地域におけるスポーツ推進に期待する効果についてみると、「高齢者の生きがいづくり（健康づくり含む）」の割合が41.1

%と最も高く、次いで「地域のコミュニティの形成・活性化」が37.1%、「余暇時間の有効活用」が33.0%となっています。

地域におけるスポーツ推進に期待する効果



第3期 近江八幡市スポーツ推進計画

発行 令和6年3月

発行者 近江八幡市教育委員会事務局 スポーツ課

〒523-0086 滋賀県近江八幡市津田町18番地

TEL (0748) 33-6303

FAX (0748) 33-3124

E-mail 048600@city.omihachiman.lg.jp

ホームページ <http://www.city.omihachiman.shiga.jp/>